

第10 防災防火対象物及び防災物品に関する取扱い

1 防災防火対象物

法第8条の3及び令第4条の3の規定により防災性能を有する防災対象物品を使用しなければならない防火対象物（以下この第10において「防災防火対象物」という。）には、次の部分等を含むものとする。

- (1) 防災防火対象物の屋上部分
- (2) 防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分
- (3) 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※ 当該防火対象物は、規則第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

2 防災対象物品

- (1) 法第8条の3第1項及び令第4条の3第3項に定める防災対象物品は、第10-1表によること。

<第10-1表>

防災対象物品に含まれるもの	防災対象物品に含まれないもの
(1) カーテン ※1 (2) 布製のブラインド ※2 (3) 暗幕 ※3 (4) 大きさが2㎡を超えるじゅうたん等 ※4 (5) 展示用の合板 ※5 (6) どん帳その他舞台において使用する幕 ※6 (7) 舞台において使用する大道具用の合板 ※7 (8) 工事用シート ※8 (9) 布製のアコーディオンドア (10) 仕切りに用いられる布製の衝立て (11) 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1m以上のもの (12) 昇降機（エレベーター）の床又は壁の内面保護等のための敷物等で、その大きさが2㎡を超えるもの (13) 屋根のある観覧席、通路等の部分に敷かれたじゅうたん等	(1) 大きさが2㎡以下のじゅうたん等（一辺が30cm程度の正方形のマット状のもの等は継ぎ合わせた状態の大きさとする。） (2) 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル (3) じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等 (4) 屋根のないグラウンド、フィールド等に敷かれている人工芝等 (5) プラスチック製又は木製のブラインド
※1 幕の一種で、窓、出入口、厨房の開口部、室の仕切り、ベッドの囲い等に用いるものをいう。 ※2 窓、出入口等の開口部等に日よけ、目かくし等を行うために用いるものをいう。 ※3 採光をさえぎる目的で使用される幕で、通常、劇場、映画館、集会場などにおいて用いられるものをいい、キャバレー等において遮光のために用いるものを含む。 ※4 じゅうたん（織りカーペット（だん通を除く。）をいう。）、毛せん（フェルトカーペットをいう。）、タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラッグ、接着カ	

ーペット（工事施工段階で接着されているものを除く。）及びニードルパンチカーペット、ござ、人工芝、合成樹脂製床シート及び床敷物（毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するものを除く。）をいう。

※5 展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル等を使用される合板をいい、壁面の一部に枠組等をつけて展示の用に供している掲示板のように壁の一部となっているもの及び黒板に使用される合板はこれに該当しない。

※6 舞台において使用する幕として水引き、袖幕、暗転幕、定式幕、かすみ幕、中幕、映写幕、バック幕などをいう。

※7 舞台部において使用される舞台装置のうち建物、書割、樹木、岩石等登場人物が手にとることのない飾付に使用されるものをいう。

※8 建築物その他の工作物の工事の際に使用されているシート類をいい、コンクリートの養生、工事用機械等の覆い等として使用されるものはこれに該当しない。

- (2) 展示用の合板で、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料に該当するものについては、防災性能を有する防災対象物品として取り扱うことができるものとする。